

ご結婚披露宴規約

この度は、ご両家の晴れのご婚儀のご用命を賜り誠にありがとうございます。
当ホテルではご結婚披露宴のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めております。
必ずご一読の上、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

1	契約の成立とお申込金	結婚式・披露宴の契約は規定のお申込書のご署名及びホテル規定のお申込金10万円のお支払いをもって成立いたします。但し、本日お申込金をご入金されない場合は、10日以内にご入金下さい。ご入金無き場合は、本申込は効力がなくなりまのでご注意ください。 お申込金は、万一お取消しの場合にも返金はいたしかねますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。
2	お支払い	ホテルから概算のご披露宴お見積細書を最終お打ち合せ時に提示いたしますのでご披露宴日の10日前までにお振込またはご持参によりお支払い下さい。10日前までにご入金無き場合には本申込は効力を失い会場をご利用できなくなりますのでご注意ください。尚、残金につきましては挙式後請求書をご送付いたしますので到着後7日以内にお支払い下さいませ。 (※お支払いについては、御両家連帯にて保証頂きます。) 見積書記載金額のお支払い後に追加料金が発生した場合は、開催日前日までに追加分をご入金下さい。尚、披露宴列席者の宿泊料金を負担される場合は、事前に宿泊者名簿をご提出のうえ追加料金としてお支払い下さい。
3	ご披露宴時間と追加室料及び演出延長料(司会・奏者)	ご披露宴のご使用開始から終了までのご宴会時間(2時間30分)について所定の室料金及び演出料をいただいておりますが、このご宴会時間を超過した場合は追加室料及び演出料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承くださいませ。
4	ご出席人数の確認	お料理等をご用意するお人数をご披露宴当日の15日前までにホテルの担当係員にご通知くださいませ。なお、お人数のご変更につきましては、5日前までにお知らせくださいませ。その日を過ぎますと、全ての手配が完了いたしておりますので、ご披露宴の当日にご出席されたお客様のお人数が減少した場合でも料金は頂戴させていただきます。
5	ご披露宴の解約料金と期日変更料	すでにご契約いただきましたご披露宴の解約及び期日変更は、下記の解約料金及び変更料を頂戴させていただきます。 A お申し込み日よりご披露宴日の121日前まで 解約料金……お申込金の全額(10万円)及び実費諸費用。 期日変更料……実費諸費用。 B ご披露宴日の120日から31日前まで 解約料金……お申込金の全額(10万円)と基準金額の30%及び実費諸費用。 期日変更料……実費諸費用。 C ご披露宴日の30日から11日前まで 解約料金……お申込金の全額(10万円)と基準金額の50%及び実費諸費用。 期日変更料……基準金額の10%及び実費諸費用。 D ご披露宴日の10日前から前日(正午)まで 解約料金……お申込金の全額(10万円)と基準金額の70%及び実費諸費用。 期日変更料……基準金額の30%及び実費諸費用。 E ご披露宴前日(正午)から当日 お申込金の全額(10万円)と基準金額の100%及び実費諸費用。 * 期日変更後に取消された場合には、期日変更料又は取消料のいずれかの多い金額を申し受けます。 <基準金額について> お料理、お飲物の料金(税金・サービス料を除く)×お申込書記載人数とし、お料理・お飲物の料金が未定の場合は¥10,000(お料理・お飲物の合計料金)が基準となります。 又実費諸費用には、招待状印刷費・衣裳のキャンセル料等が含まれます。 <変更期日の申込金について> 他の期日に変更される場合、お申込金はそのまま継続させていただきます。
6	装飾・余興等のお手配	ご披露宴に関する装飾、音楽、余興等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者を依頼される場合は、ご披露宴を円滑に運営するため事前にご連絡いただき、承認させていただいた後にご依頼下さいますようお願いいたします。尚余興の際、エレキ、フルバンド、太鼓等の使用は防音の関係上ご遠慮いただく場合もございます。またホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取付方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観・導線の事情により、一定のルールのもとに実施していただくようホテルより業者の方々にご指示申し上げます。
7	お持ち込みに関するお願い	ご衣裳・お引出物のお持ち込みは原則としてご遠慮いただいております。お客様の都合でやむなくお持ち込みをなさる場合は担当係員にご相談くださいませ。尚、お持ち込みの際は規定の保管料を申し受けさせていただきます。
8	損害賠償	お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器・備品等を破損しないようにご注意くださいますようお願いいたします。万が一、施設・什器・備品等に損傷等損害が発生いたしました場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。尚、施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難につきましては、ホテル側は一切責任を負いませんので十分にご注意下さい。
9	解約	ご披露宴にご出席されるお客様が以下の項目に該当されると判断した場合、ご結婚式・ご披露宴を解約させていただきます。尚、以下の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますのでご了承ください。 ①法令及び公序良俗違反の恐れがある場合。 ②天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合。 ③他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合。 ④ご使用目的以外で利用される場合。 ⑤暴力団、及びその他反社会的勢力、並びにその関係者によるご利用、ご出席の場合。
10	禁止事項	次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ①犬(盲導犬、介助犬などを除く)、猫、小鳥その他愛玩動物、 ②発火または引火性の物品の持ち込み。 ③悪臭を発するもの持ち込み。 ④とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。 ⑤ホテル備品の移動。 ⑥ホテルの設備・備品等の使用目的以外のご利用。 ⑦その他法令で禁じられている行為。 ⑧ご使用目的以外で利用される場合。 ⑨暴力団、及びその他反社会的勢力、並びにその関係者のご利用、ご出席はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合、その時点でご利用をお断りいたします。)

支配人



〒630-8122 奈良市三条本町8-1
TEL.0742(35)5531 FAX.0742(35)6722(宴会予約直通)
<http://www.nikkonara.jp>